

## 証明書の追加

\* (一級)施工管理技士補の資格で受験される方は、**パターン④**もしくは**パターン⑤**のいずれかの証明書を追加で添付して下さい

### パターン ④

－ 下枠のいずれか 1 つの証明書 －

- ・ 5 年以上の実務経験証明書
- ・ 特定実務経験\* 1 年以上を含む 3 年以上の実務経験証明書
- ・ 監理技術者補佐として 1 年以上の実務経験証明書

注) 上記の証明書が提出できない場合は、10 年以上の実務経験証明書が必要となります

\* 特定実務経験とは、通常の実務経験の要件に加えて、建設業法の適用を受ける請負金額 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の建設工事において、監理技術者または主任技術者（当該業種の監理技術者資格者証を有する者に限る）の指導の下又は自ら監理技術者若しくは主任技術者として施工管理を行った経験を指します

### パターン ⑤

－ 下表の①・②どちらかの証明書 －

－ 下記のいずれか 1 つ －	
① 国土交通省令で定める指定学科*の卒業証書	および ・ 高等学校を卒業後、5 年以上の実務経験証明書 ・ 大学、高等専門学校を卒業後、3 年以上の実務経験証明書
② 土木工事に関し 10 年以上の実務経験証明書	

\* 指定学科

指定学科とは、建設業法施行規則第 1 条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

なお、「関連する学科」ですので、ここに掲げる学科と必ずしも同一の名称である必要はなく、実質が同程度のものであればよいとされています。

(参照：国交省HP)

[建設産業・不動産業：指定学科一覧 - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)



\* 下記のいずれかの要件に適合する場合は、学歴要件が免除されます

- ・ 特定実務経験 1 年以上を含む実務経験 3 年以上
- ・ 監理技術者補佐としての実務経験 1 年以上

注) ①または②の証明書が提出できない場合は、それぞれ二級土木施工管理技士、二級建設機械施工技士での登録となります